

懲 罰 基 準

社会人サッカー連盟懲罰基準

1. 社会人サッカー連盟懲罰基準（以下「懲罰基準」という）は、社会人サッカー連盟が主管する各競技会において、チーム及びその役員（責任者及び監督、コーチ、主務）、競技者の不祥事に対する懲罰基準を次により定める。

なお、大会要項のもとに行われる競技会の場合は、大会要項に基づく。

① 警告については、それぞれの競技会ごとに把握し懲戒処分を科す。

同一の競技会での警告による懲戒処分は、その競技会内での処分が不可能の場合は、以後の競技会に持ち越さない。

② 退場による出場停止処分については、同一競技会における次の試合にて適用される。ただし、同一競技会で出場停止処分が消化しきれない場合（競技会の終了、敗退等の場合）、その出場停止処分は、順次、次の競技会に持ち越される。

なお、同一の選手が複数のチームで出場する場合（国体、年代別選抜チーム等の場合）も、上記同様に同一競技会において適用される。（別表 様式1-1）

③ 違反がキックオフ前もしくは試合終了後に行われた場合、試合中に行われた場合と同様の処分が科される。

④ この懲罰基準による処分は、年度内に未消化の場合、次の年度に持ち越して適用される。

⑤ 競技者の出場停止、役員の本チ入り禁止の懲戒処分の適用範囲については、次の通りとする。

・観客席等で観戦すること。チームベンチに入ることや近くに居ること、グラウンド等に入る事は許されない。

・観客席等からのコーチ（指示）はしてはならない。

(1) 警告

主審は以下の場合、競技者に警告を命じる。

① 反則行為

② 危険な行為

③ 主審、副審の判定に対する非難、抗議等

④ 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難

⑤ 不正な行為

⑥ 反スポーツ的な行為（シュミレーションを含む）

⑦ 策略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）

⑧ 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為及び無断でフィールドに入る行為

⑨ その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

[罰 則]

- ・繰り返した場合（2回）次の1試合の公式試合出場停止

[参照] 警告2回で出場停止となる場合の事例（別表 様式1－2）

(2) 退 場

主審は以下の場合、競技者に退場を命じる。

- ① 著しい反則行為
- ② きわめて危険な行為
- ③ 乱暴な行為
- ④ 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- ⑤ 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- ⑥ 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- ⑦ きわめて反スポーツ的な行為
- ⑧ 戦略的な行為を繰り返す（(1) ⑦参照）
- ⑨ 主審に無断で抗議のためフィールドを離れる行為及び無断でフィールドに入る行為
- ⑩ その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（(1) ⑨参照）
- ⑪ 他の選手、監督、コーチ、役員、その他競技に立ち会っている関係者に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為
- ⑫ 主審及び副審に対する侮辱又は乱暴な行為

[罰 則]

退場における行為の内容により、必要に応じて規律委員会を開催し、処分については（公財）日本サッカー協会の懲罰規程及び[別紙1]競技及び競技会における懲罰基準による。

なお、規律委員会によって科された懲罰について、当該処分を科された個人又は団体は、（公財）日本サッカー協会懲罰規程第5節第33条により（公財）日本サッカー協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。不服申立可能な懲罰は（公財）日本サッカー協会懲罰規程第5節第34条による。

(3) その他の違反行為

- ① その試合において、主審が既に何度か競技者に懲戒処分を科しているにもかかわらず、なおそのチームに違反行為があった場合
- ② チーム、チーム役員、競技者が試合継続を拒否したり、試合を放棄するなどの違反行為があった場合
- ③ 試合中又は試合終了後の、競技場内外における騒乱（観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件）
- ④ 未登録選手を試合に出場させた場合
- ⑤ 競技に必要な人数（7名以上）がいない場合
- ⑥ その他各々の大会要項を守らなかった場合
- ⑦ 規約の不履行他
処分の始期は非行のあった時からとし、又責任が個人による場合は、個人のみを罰則とする。（二重登録などにおいて）

[チームに対する罰則]

①社会人リーグ戦

当該チームは、リーグ（パート）の最下位とし、相手チームに得点4点を加算し、相手チームの勝ちとする。（ア）・（イ）・（ウ）

ただし、次の場合は当該チームを不戦敗とし、相手チームの勝ちとする。

なお、当該チームをリーグ（パート）の最下位とはしない。（エ）

- ・ 試合当日、試合会場に競技に必要な人数（7名以上）がいない場合
- ・ チーム事情により、試合ができない状況になった場合。この場合事前にパートの議長及び対戦相手等に不戦敗の意思を伝え承諾を得ること。

なお、審判等の割当は当該チームが責任を持って行うこと。（不戦敗ではなく試合を延期する場合は、この限りではない）

(ア) 引き分けの場合（0－0）相手チームに4点を与え（0－4）の負けとする。

(イ) 勝った場合でも（3－1）相手チームに4点を与え、自チームの得点は無効となり、（0－5）で負けとする。

(ウ) 負けた場合でも（1－3）相手チームに4点を与え、自チームの得点は無効となり、（0－7）で負けとする。

(エ) 不戦敗の場合（0－4）で負けとし、さらに、当該チームの勝点を3点マイナスする。

(オ) 当該チームに残り試合がある場合は、原則としてリーグ戦を継続して行う。この場合得点などは継続して行う試合の成績を生かす。

②トーナメント戦

相手チームを勝ち（4－0）とする。ただし、すでに行われた試合にまでさかのぼって適用しない。

上記①②のその後については、規律委員会で内容の審議及び処分の決定を行う。

地域・全国大会の予選でこのような事態になった場合は、(一社)山梨県サッカー協会の懲戒処分の決定に従う。

[個人に対する罰則]

- ① 警告
 - ② 譴責
 - ③ 特定数の試合の出場停止及び特定期間の出場停止 (又はいずれか) 他
- なお、これらの罰則は組み合わせることもできる。

2. 県外において行われる公式競技会において、チーム、役員、選手の不祥事に対する懲戒基準は次の通りとする。

- (1) 地域協会・(公財)日本サッカー協会から警告処分の報告を受けた場合
- (2) 地域協会・(公財)日本サッカー協会から退場処分の報告を受けた場合
- (3) 地域協会・(公財)日本サッカー協会からチーム全体の非行の報告を受けた場合

[罰 則]

地域協会・(公財)日本サッカー協会の処分に従うと同時に(一社)山梨県サッカー協会の懲戒処分に従う。

3. 社会人サッカー連盟主管大会・リーグ(パート)及びその他の競技会の運営において、著しくその妨げになる行為

[罰 則]

公式試合の出場停止、勝点のマイナス(リーグ)、始末書の提出等規律委員会で内容の審議及び処分の決定を行う。

(様式1-1)

出場停止処分の消化適用範囲

1、リーグ戦において、3試合の出場停止処分を受けた場合

Xリーグ戦	Xリーグ戦	カップ戦	カップ戦	Xリーグ戦	Xリーグ戦
3試合出場停止	×1	○	○	×2	×3

*リーグ戦の合間にカップ戦がある場合、リーグ戦で受けた出場停止処分は適用されないため、カップ戦に出場できる。

2、カップ戦において、2試合の出場停止処分を受けた場合（チームは敗退）

カップ戦	Xリーグ戦	カップ戦	Xリーグ戦	Xリーグ戦
2試合出場停止	○	×1・敗退	×2	○

*カップ戦で受けた2試合の出場停止処分が、チームの敗退で消化できないため、直近に行われるリーグ戦に適用される。

3、同一の選手が複数のチームで出場し、片方のチームで2試合の出場停止処分を受けた場合

	県内試合	国体	国体	県内試合	県内試合
チームA	2試合出場停止			×1	×2
県選抜		○	○		

*県内で受けた出場停止処分は、他方のチームの試合には適用されないため出場は可能となる。

*記号の意味：×：出場不可 ○：出場可

〈注〉警告の累積による出場停止処分については、大会の終了（敗退含む）により消失するが、退場による出場停止処分は、大会が終了（敗退等含む）しても消失しない。必ず直近の公式試合に適用される。

(様式 1 - 2)

警告累積による出場停止になる事例

	G 1 (試合 1)	G 2 (試合 2)	G 3 (試合 3)	G 4 (試合 4)	G 5 (試合 5)	G 6 (試合 6)	備 考
例 1	C 1 (警告 1)	C 2 (警告 2)	× (出場停止)	C 3 (警告 3)	C 4 (警告 4)	× (出場停止)	
例 2	C 1 (警告 1)	C 2 (警告 2)	C 3 (警告 3)	× (出場停止)			10 試合以上の リーグ戦に適用
例 3		C 1 (警告 1) C 2 (警告 2) = S (累積)	× (出場停止)				退場処分の適用範囲
例 4		C 1 (警告 1) S (一発退場)	× (出場停止)	C 2 (警告 2)	× (出場停止)		G 3 での出場停止は 退場処分の適用範囲
例 5	C 1 (警告 1)	C 2 (警告 2) C 3 (警告 3) = S (累積)	× (出場停止)	C 4 (警告 4)	× (出場停止)		G 3 での出場停止は 退場処分の適用範囲
例 6	C 1 (警告 1)	S (一発退場)	× (出場停止)	C 2 (警告 2)	× (出場停止)		G 3 での出場停止は 退場処分の適用範囲
例 7	C 1 (警告 1)	C 2 (警告 2) S (一発退場)	× (出場停止)	× (出場停止)			G 3 での出場停止は 退場処分の適用範囲

G = 試合 (G 1 と G 2 の間には試合があり得る)

C = 警告 C 1 = 警告 1

S = 退場 × = 出場停止

注) 出場停止は、社会人サッカー連盟懲罰基準を適用

注) 1 チームの最大試合数が 9 試合以下の競技会の場合：警告の累積が 2 回に及んだ選手は、当該競技会の次の 1 試合を出場停止処分とする。

1 チームの最大試合数が 10 試合以上の競技会の場合：警告の累積が 3 回に及んだ選手は、当該競技会の次の 1 試合を出場停止処分とする。

当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2 回目以降については、2 試合の出場停止処分とする。